

株 主 各 位

東京都世田谷区経堂一丁目8番17号  
株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ  
代表取締役社長 前 田 浩

### 第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年10月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）  
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。

3. 目的事項  
報告事項 第34期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第6号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与の為の報酬決定の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 〇【計算書類】の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://reform-nisso.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、会計監査人及び監査役の監査対象に含まれております。
- 〇株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。




## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2022年10月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）




**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

2022年10月24日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

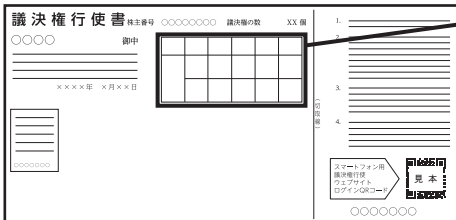
次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2022年10月24日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

第1号 第4号 第5号 第6号議案

第2号 第3号議案

ネット・FAX・電話・郵便による投票は、この用紙で行いません。

同封の「見本」を参照してください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号・第4号・第5号・第6号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第2号・第3号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

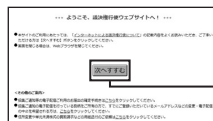
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

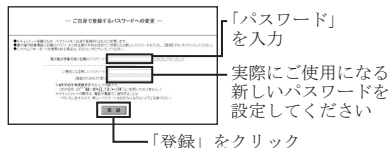
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9：00～21：00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から総じて持ち直しの動きがみられたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に起因した資源・エネルギー価格の上昇、加えて急激な円安の進行などによる物価の上昇に伴い、依然として不透明な状況が続いております。

当社の属するリフォーム業界におきましては、コロナ禍における生活様式の多様化を背景とした居住者のニーズに対応する住宅空間の需要の高まりや、設備機器等の修繕・維持管理により、感染症拡大前の水準に向けて、緩やかな持ち直し基調が続きました。

このような状況のもと当社は、首都圏の営業活動を強化するため2022年4月には神奈川県横浜市に横浜営業所を開設し、対応エリアの拡大を図ってまいりました。知名度及び社会的信用力の向上をはかるため2022年7月25日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。また、ペントアップ需要に対応するとともに、リノベーション工事など大型工事の獲得に向けた営業活動をより積極的に行うとともに、工事品質の管理、工事原価の管理の徹底を推進してまいりました。これらの結果、当事業年度の通期における工事の受注件数は前事業年度の12,115件から12,477件（前期比3.0%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の完成工事高は3,504,776千円（前年比25.7%増）、営業利益は220,185千円（前期比39.3%増）、経常利益は207,531千円（前期比31.3%増）、当期純利益は136,970千円（前期比34.1%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は32,378千円で、その主なものは土地建物取得に伴う10,505千円及び車両購入に伴う12,217千円であります。

③資金調達の状況

2022年7月25日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資による新株式発行により、200,640千円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2019年7月期)	第 32 期 (2020年7月期)	第 33 期 (2021年7月期)	第 34 期 (当事業年度) (2022年7月期)
完 成 工 事 高(千円)	2,214,539	2,729,495	2,788,305	3,504,776
経 常 利 益(千円)	161,005	186,788	158,111	207,531
当 期 純 利 益(千円)	112,911	124,776	102,154	136,970
1株当たり当期純利益 (円)	141.14	148.25	110.29	146.97
総 資 産(千円)	748,489	1,133,552	1,255,153	1,690,479
純 資 産(千円)	549,845	881,621	1,009,281	1,346,814
1株当たり純資産額 (円)	687.30	958.28	1,086.80	1,284.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第33期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①サービス向上について

当社はリフォーム事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しております。また、顧客である中小規模の不動産会社に満足いただけるよう施工品質管理を行っております。顧客に当社のサービスに満足いただけるよう、勉強会の機会を増やすとともに、今まで以上の施工品質向上に努めてまいります。

##### ②人材の確保と育成について

当社では人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えており、今後の事業拡大に合わせて、高いスキルと専門知識を持った優秀な人材を増やすことが事業基盤強化につながると認識しております。さらに当社の未来を担う次世代経営者層の育成が重要な課題と認識しております。当社におきましては、中長期的な社員数増強に向けた採用活動の強化を行うとともに、優秀な人材を増やすため、勉強会、知識の共有などを通じて社員のスキルアップを図ってまいります。また、社員の能力に合わせたキャリアアップを推進し、若手のリーダーや管理職登用を積極的に行います。社員が働きやすい職場環境を実現するため職場内のコミュニケーションを活性化させるための活動も行っております。多様な人材を積極的に登用することで社員の能力発現を支援するとともにダイバーシティを活かした経営により企業価値の向上を図ってまいります。

##### ③内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化について

当社では、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの体制整備と強化が重要な課題であると認識しております。当社は、定期的な内部監査の実施及び監査役（翌事業年度では監査等委員となる予定）と内部監査担当者の連携等、今後の企業規模の拡大に備え、体制の充実と機能向上に取り組んでまいります。

##### ④施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充について

当社の事業拡大には外注先である各工事分野の専門施工協力会社からなる、施工ネットワークの確保・拡充が不可欠であると認識しております。今後、当社の理念共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意し、施工ネットワークの拡充を図ってまいります。

⑤事業エリア拡大について

当社はリフォーム事業を、東京都を中心に展開しており、完成工事高は東京都近郊に大半が集中しており地域依存リスクが高く、今後の収益拡大が限定的になる可能性があると認識しております。このような課題に対処するため、神奈川県高座郡及び埼玉県さいたま市並びに朝霞市、また千葉県船橋市に営業所を設置しておりますが、当事業年度には新たに、神奈川県横浜市に横浜営業所を開設し、首都圏を中心に営業活動を強化しております。今後、更なる事業エリアの拡大に努めてまいります。



(5) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事業区分	事業内容
リフォーム事業	原状回復工事、リノベーション工事、ハウスクリーニング・入居中メンテナンス工事

(6) 主要な事業所 (2022年7月31日現在)

本社	東京都世田谷区
神奈川営業所	神奈川県高座郡寒川町
埼玉営業所	埼玉県さいたま市西区
千葉営業所	千葉県船橋市
朝霞営業所	埼玉県朝霞市
横浜営業所	神奈川県横浜市

(7) 使用人の状況 (2022年7月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名(一名)	5名増(一)	40.2歳	5.3年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年7月25日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を追加上場いたしました。

## 2. 株式の状況（2022年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,049,000株（自己株式370株を含む）
- (3) 株主数 1,237名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
前 田 浩	515,600株	49.17%
前 田 供 子	58,000株	5.53%
光 通 信 株 式 会 社	27,500株	2.62%
重 村 尚 史	15,000株	1.43%
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY- PB（常任代理人 BOFA証券株式会社）	8,200株	0.78%
松 本 大 樹	7,800株	0.74%
株式会社日本カストディ銀行	7,800株	0.74%
岩 月 広 樹	7,500株	0.72%
金 子 武 弘	6,600株	0.63%
チェスナットヒルズ合同会社	5,200株	0.50%

（注）持株比率は自己株式（370株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年7月22日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数は、120,000株増加しました。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 田 浩	
取締役副社長	高 松 重 之	
常務取締役	木 村 孝 史	営業本部長
取 締 役	森 屋 吾 郎	営業本部副本部長兼第二営業部長
取 締 役	湯 浅 一 彦	営業本部副本部長兼第一営業部長
取 締 役	北 村 知 之	管理部長
取 締 役	熊 谷 征 大	熊谷征大公認会計士事務所代表 Gemstone税理士法人パートナー
常勤監査役	清 水 章 男	西川不動産株式会社非常勤取締役
監 査 役	木 村 康 之	経堂総合法律事務所代表
監 査 役	小 林 仁 子	小林孝雄税理士事務所 小林仁子公認会計士事務所代表
監 査 役	市 川 圭 介	市川圭介公認会計士事務所代表 株式会社インターメディカル代表取締役

- (注) 1. 取締役熊谷征大氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役清水章男氏、監査役木村康之氏、監査役小林仁子氏及び市川圭介氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役清水章男氏は、経理業務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役小林仁子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役市川圭介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、経理業務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年10月28日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、佐分厚夫氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 当社は熊谷征大氏、木村康之氏、小林仁子氏及び市川圭介氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）、及び監査役と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役を除く）、及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名、及び社外監査役4名と責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定するものとする。

ロ)非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式報酬とする。また、株式の割当の時期及びその金額は取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）になります。また、2020年10月27日開催の第32回定時株主総会において、取締役に対する年額20,000千円以内（うち社外取締役2,000千円以内）の譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）になります。

監査役の報酬限度額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名になります。また、2020年10月27日開催の第32回定時株主総会において、監査役に対する年額10,000千円以内の譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名になります。

### ③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	53,993千円 (1,560)	51,792千円 (1,560)	—	2,201	7名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	4,670千円 (4,670)	4,670千円 (4,670)	—	—	5 (5)
合計 (うち社外役員)	58,663千円 (6,230)	56,462千円 (6,230)	—	2,201	12 (6)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役熊谷征大氏は、熊谷征大公認会計士事務所の代表及びGemstone税理士法人のパートナーであります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役清水章男氏は、西川不動産株式会社の非常勤取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません
- ・監査役木村康之氏は、経堂総合法律事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林仁子氏は、小林仁子公認会計士事務所の代表及び小林孝雄税理士事務所の従業員であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役市川圭介氏は、市川圭介公認会計士事務所の代表及び株式会社イインターメディカルの代表取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 熊谷 征大	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、議案等について様々な提言を行っております。特に公認会計士としての知見による経営監督を行うことについて期待されていたところ、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では、当社の議案審議等に必要な発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 清水 章男	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主にコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から妥当性・公正性について適宜発言を行っております。

	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役 木村 康之	<p>当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p>
社外監査役 小林 仁子	<p>2021年10月28日に就任後、当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。</p>
社外監査役 市川 圭介	<p>2021年10月28日に就任後、当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に経営者としてコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から、また財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p>



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 興亜監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、興亜監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社会規範に適合し、コンプライアンスを重視した継続企業として存続・発展するため、全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底する。

内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役社長に報告する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内諸規定に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理することとする。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとする。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス推進委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及び責任並びに執行手続の詳細について定める。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととする。当該人事に関して監査役会の同意のもとに、取締役との意見交換を行い慎重に検討する。

⑥前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助すべき使用人の選任及びその変更については、常勤監査役の同意を要するものとする。また当該使用人は当社の就業規則等に従うが、当該使用人の指揮命令権は監査役会に属するものとし、人事考課等に際しては常勤監査役に意見を求めるものとする。

⑦監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務執行に関する帳簿及び書類等の提出や状況説明をする。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は前号の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役による職務に執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査役の職務に執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査役及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。監査役による監査役監査計画や内部監査室による内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

②コンプライアンス体制

当社は法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行っております。

また、当社では全社のコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置しており、四半期毎にリスク・コンプライアンス推進委員会議を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図っております。

③取締役会の主な運用状況

取締役会の規定に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催することとしており、当事業年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当該事業年度においては3回開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

#### ④監査役の職務の執行

監査役は、監査役会において定めた監査方針や監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況においても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

## 貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	1,566,546	流 動 負 債	342,720
現金及び預金	1,053,809	工事未払金	196,003
完成工事未収入金	365,081	リース債務	106
契約資産	112,321	未払金	29,270
未成工事支出金	20,185	未払費用	22,227
材料貯蔵品	1,531	未払法人税等	45,548
前払費用	12,546	未払消費税等	24,701
その他	2,623	未成工事受入金	8,681
貸倒引当金	△1,553	預り金	9,682
固 定 資 産	123,933	賞与引当金	6,500
有 形 固 定 資 産	88,500	固 定 負 債	945
建物（純額）	17,624	資産除去債務	945
車両運搬具（純額）	11,878	負 債 合 計	343,665
工具、器具及び備品(純額)	1,542	( 純 資 産 の 部 )	
土地	57,454	株 主 資 本	1,346,814
無 形 固 定 資 産	19,679	資 本 金	316,600
ソフトウェア	4,380	資 本 剰 余 金	216,600
ソフトウェア仮勘定	14,862	資 本 準 備 金	216,600
その他	436	利 益 剰 余 金	813,746
投 資 そ の 他 の 資 産	15,752	利 益 準 備 金	1,000
破産更生債権等	91	そ の 他 利 益 剰 余 金	812,746
繰延税金資産	8,800	繰越利益剰余金	812,746
差入保証金	3,484	自 己 株 式	△132
その他	3,467	純 資 産 合 計	1,346,814
貸倒引当金	△91	負 債 純 資 産 合 計	1,690,479
資 産 合 計	1,690,479		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年8月1日から)  
(2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		3,504,776
完 成 工 事 原 価		2,645,620
完 成 工 事 総 利 益		859,156
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		638,970
営 業 利 益		220,185
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	755	
そ の 他	411	1,173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
上 場 関 連 費 用	13,818	13,828
経 常 利 益		207,531
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		851
税 引 前 当 期 純 利 益		206,679
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	70,155	
法 人 税 等 調 整 額	△446	69,709
当 期 純 利 益		136,970

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から)  
(2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	216,280	116,280	116,280	1,000	675,776	676,776
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	100,320	100,320	100,320			
当 期 純 利 益					136,970	136,970
自己株式の取得						
当 期 変 動 額 合 計	100,320	100,320	100,320	—	136,970	136,970
当 期 末 残 高	316,600	216,600	216,600	1,000	812,746	813,746

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△55	1,009,281	1,009,281
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		200,640	200,640
当 期 純 利 益		136,970	136,970
自己株式の取得	△77	△77	△77
当 期 変 動 額 合 計	△77	337,532	337,532
当 期 末 残 高	△132	1,346,814	1,346,814

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月15日

株式会社ニッソウ  
取締役会 御中

### 興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柿原佳孝
指定社員 業務執行社員	公認会計士	近田直裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッソウの2021年8月1日から2022年7月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月22日

株式会社ニッソウ 監査役会  
常勤社外監査役 清水 章 男 ⑩  
社外監査役 木村 康 之 ⑩  
社外監査役 小林 仁 子 ⑩  
社外監査役 市川 圭 介 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (ア) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (イ) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (エ) 上記の新設・削除に伴い、効力に関する経過措置を附則に設けるものであります。
- (3) 当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (4) 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人を明確にするため、現行定款第16条を変更するものであります。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- (6) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 住宅リフォームの企画、 <u>請負</u>	1. 住宅リフォームの企画、 <u>設</u>
2. 建設工事の <u>設計、施工</u> 、 <u>監理、</u>	2. 建設工事の <u>企画、設計、施工</u>
<u>施工請負</u>	3. <u>不動産の管理、賃貸、売買、</u>
(新設)	<u>仲介、売買受託、コンサルティン</u>
(新設)	<u>グ及び鑑定</u>
(新設)	4. <u>産業廃棄物の収集運搬、処理</u>
(新設)	<u>及び処分</u>
(新設)	5. <u>経営上必要と認める事業に対</u>
(新設)	<u>する投資</u>
3. (条文省略)	6. <u>有価証券の取得、保有、投資</u>
(新設)	<u>及び運用</u>
第 3 条 (条文省略)	7. (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第 7 条 当社は、 <u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第 8 条～第 1 1 条 (条文省略)	第 7 条～第 1 0 条 (現行どおり)



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>
<p>第<u>12</u>条～第<u>15</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>11</u>条～第<u>14</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第<u>16</u>条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>	<p>第<u>15</u>条 株主又はその法定代理人は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第<u>17</u>条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="202 182 535 379">2 <u>補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="311 443 378 470">(新設)</p> <p data-bbox="146 704 454 731">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="132 746 540 858">第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="202 958 540 1199">2 <u>代表取締役は社長とし、必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="132 1261 430 1288">第22条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="766 182 837 210">(削除)</p> <p data-bbox="564 443 984 683">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="572 704 881 731">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="564 746 977 943">第20条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="639 958 977 1199">2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、役付取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="564 1261 881 1288">第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、会社法第39条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、<u>法令の限度において</u>、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条 当社の監査役は5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、<u>その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知</u>  <u>は、会日の3日前までに各</u>  <u>監査等委員に対して発す</u>  <u>る。ただし、緊急の必要が</u>  <u>あるときは、この期間を短</u>  <u>縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があ</u>  <u>るときは、招集の手続を経</u>  <u>ないで監査等委員会を開催</u>  <u>することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議</u>  <u>決に加わることができる監</u>  <u>査等委員の過半数が出席</u>  <u>し、その過半数をもって行</u>  <u>う。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第32条 監査等委員会における議事</u>  <u>の経過の要領及びその結果</u>  <u>並びにその他法令に定める</u>  <u>事項については、これを議</u>  <u>事録に記載又は記録し、出</u>  <u>席した監査等委員がこれに</u>  <u>記名押印又は電子署名す</u>  <u>る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等  <u>会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	(監査役の責任免除)
	<p><u>第 1 条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第34回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
(新設)	(電子提供措置等に関する経過措置)
	<p><u>第 2 条</u> 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	<p>まえ だ ひろし 前 田 浩 (1961年12月12日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1980年2月 カナエプロダクション株式会社所属</p> <p>1987年1月 クリエイティブリフォームオフィス マエダ創業</p> <p>1988年9月 当社設立、代表取締役社長（現任）</p>	515,600株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>代表取締役社長である前田浩氏は、1988年9月に当社を設立し、当社を2018年に東京証券取引所TOKYO PRO Market上場、2020年に名古屋証券取引所セントレックス（現名古屋証券取引所ネクスト市場）上場、2022年に東京証券取引所グロース市場上場させるなど当社の現在の成長・発展を牽引してきました。</p> <p>当社を今まで導いた豊富な業務経験と経営全般についての見識を生かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	たか まつ しげ ゆき 高 松 重 之 (1954年11月18日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再 任</div>	1978年4月 岡三証券株式会社(現株式会社岡三証券グループ)入社 1992年8月 岡三国際(亜洲)有限公司取締役社長 2004年4月 岡三証券株式会社取締役 2007年6月 岡三証券株式会社常務取締役 2011年4月 岡三証券株式会社専務取締役 2018年6月 岡三証券株式会社代表取締役兼専務執行役員 2020年8月 当社入社 2020年10月 当社取締役副社長(現任)	200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 高松重之氏は、経営者としての豊富な経験並びにグローバル事業に関する専門的かつ広範な知識を有しております。2020年10月に当社取締役副社長に就任し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの経営全般についての経験や幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	きむら たか し 木 村 孝 史 (1966年11月14日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再 任</div>	1987年10月 株式会社国本入社 1996年2月 プロスプランニング有限会社入社 2004年10月 当社入社 2017年7月 当社取締役営業本部長 2019年10月 当社常務取締役営業本部長(現任)	1,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 木村孝史氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2017年7月に当社取締役営業本部長に就任しており、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本部全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する 当社の 株式数
4	もり や ご ろう 森 屋 吾 郎 (1981年12月31日生)  再 任	2004年4月 株式会社メノガイア入社 2010年5月 株式会社アートハウジング入社 2015年2月 当社入社 2017年7月 当社取締役建設部長 2019年9月 当社取締役営業本部副本部長兼建設部長 2020年8月 当社取締役営業本部副本部長兼第二営業部長 (現任)	700株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  森屋吾郎氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2019年9月に当社取締役営業本部副本部長に就任しており、当該部門に対しリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。  これらの営業本部全般における経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	ゆ あき かず ひこ 湯 浅 一 彦 (1985年4月7日生)  再 任	2006年4月 株式会社アールインテリア入社 2010年8月 株式会社夢真ホールディングス入社 2011年10月 当社入社 2017年7月 当社取締役リフォーム部長 2019年9月 当社取締役営業本部副本部長 2020年8月 当社取締役営業本部副本部長兼第一営業部長 (現任)	600株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  湯浅一彦氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2019年9月に当社取締役営業本部副本部長に就任しており、当該部門に対しリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。  これらの営業本部全般における経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	きたむらともゆき 北村知之 (1974年6月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	1999年10月 合資会社ディスクロージャー入社 2003年4月 株式会社東海入社 2012年12月 当社入社 2018年2月 当社管理部次長 2020年5月 当社管理部長 2020年10月 当社取締役管理部長(現任)	600株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 北村知之氏は、当社に入社以来、財務、経理、経営企画等の管理部門に従事し、2020年5月に管理部長に就任し、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの管理部全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
7	くまがいまさひろ 熊谷征大 (1986年1月1日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	2008年10月 東京消防庁入庁 2012年2月 みなとアドバイザーズ株式会社入社 2015年7月 公認会計士登録 2018年1月 協和監査法人入所 2018年12月 当社取締役(現任) 2019年7月 熊谷征大公認会計士事務所開設 (現任) 2019年11月 Gemstone税理士法人入所 2020年11月 Gemstone税理士法人パートナー (現任)	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 熊谷征大氏は、公認会計士として、財務、経理、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。 これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。 また同氏が選任された場合は、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補者前田浩氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。  
 3. 熊谷征大氏は社外取締役候補者であります。  
 4. 熊谷征大氏については、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。  
 5. 当社は熊谷征大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基

づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	<p>木村康之 (1983年2月4日生)</p> <p>新 任</p>	<p>2009年12月 弁護士登録</p> <p>2010年1月 新銀座法律事務所入所</p> <p>2013年1月 東京きぼう法律事務所入所</p> <p>2016年2月 経堂綜合法律事務所開設 (現任)</p> <p>2018年12月 当社監査役 (現任)</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>木村康之氏は、弁護士として、豊富な法曹経験と高い見識を有しております。これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、弁護士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
2	こ ばやし さと こ 小 林 仁 子 (1980年6月3日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新 任</div>	2005年6月 水垣公認会計士事務所入所 2007年1月 あらた監査法人(現PwCあらた有 限責任監査法人)入所 2010年7月 公認会計士登録 2011年7月 小林孝雄税理士事務所入所(現任) 2011年7月 小林仁子公認会計士事務所開設(現 任) 2011年9月 税理士登録 2021年10月 当社監査役(現任)	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>小林仁子氏は、公認会計士として培われた高度な専門的知識・経験を有しております。</p> <p>これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			
3	いち かわ けい すけ 市 川 圭 介 (1981年10月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新 任</div>	2006年12月 あらた監査法人(現PwCあらた有 限責任監査法人)入所 2011年9月 公認会計士登録 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会 社入社 2014年7月 市川圭介公認会計士事務所開設(現 任) 2015年3月 WILLER ALLIANCE 株式会社(現 WILLER株式会社)執行役員 2015年4月 株式会社Smarprise監査役 2016年4月 株式会社インターメディカル代表取 締役(現任) 2018年6月 株式会社Smarprise取締役 2021年10月 当社監査役(現任)	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>市川圭介氏は経営者としての豊富な経験を有しており、また、公認会計士としての専門的かつ広範な知識も有しております。</p> <p>これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、経営者及び公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	<p>みず しま たか お 生 水 島 孝 生 (1948年3月9日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">新 任</p>	<p>1983年8月 日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社</p> <p>2001年7月 エース証券株式会社（現東海東京証券株式会社）入社</p> <p>2006年1月 そしあす証券株式会社（現むさし証券株式会社）入社</p> <p>2008年1月 丸三証券株式会社入社</p> <p>2010年3月 株式会社桜家住宅（現株式会社ヒノキヤグループ）入社</p> <p>2011年3月 同社取締役</p> <p>2012年8月 株式会社日本アクア代表取締役副社長</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>水島孝生氏は、証券会社での経歴から幅広い知見や事業会社における取締役経験を有しております。</p> <p>これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、経営者の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村康之氏、小林仁子氏、市川圭介氏及び水島孝生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村康之氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10か月となります。
4. 小林仁子氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 市川圭介氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 木村康之氏、小林仁子氏及び市川圭介氏については、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- また、水島孝生氏の選任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は木村康之氏、小林仁子氏及び市川圭介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合

は、各氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。

また、水島孝生氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、新たに同様の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時は同内容で更新する予定であります。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は20,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただいた場合、後記のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議することを予定しております。本議案は、当該方針に沿った取締役の金銭報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっております、相当であると判断しております。

現在の取締役は7名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第6号議案** 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与の為の報酬決定の件

(1) 提案

当社の取締役の報酬額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、2020年10月27日開催の第32回定時株主総会において、取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただいております（以下「原決議」といいます。）。

原決議では、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役について年額20,000千円以内（うち社外取締役2,000千円以内）と設定しております。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、取締役に対し支給する報酬は金銭債権とし、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額である年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は20,000千円以内）とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額20,000千円以内（うち社外取締役2,000千円以内）といたします。

同様に、監査等委員である取締役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、第5号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております監査等委員である取締役の報酬限度額である年額100,000千円以内とは別枠で、監査等委員である取締役の譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額10,000千円以内といたします。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については当社の取締役会において、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については監査等委員である取締役の協議に

において、それぞれ決定することといたします。

なお、当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただいた場合、後記のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議することを予定しております。本議案は、当該方針に沿った取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の付与のために必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## （2）本制度の内容（契約の概要）の説明

取締役は、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年8,000株以内（うち社外取締役800株以内）、監査等委員である取締役につき年4,000株以内（なお、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と株式の割当てを受ける取締役（以下「対象役員」という。）との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### ①譲渡制限期間

対象役員は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### ②退任時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象役員が、上記②に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された

直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(ご参考)

<監査等委員会設置会社に移行した後に決議予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

イ)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定するものとする。

ロ)非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式報酬とする。また、株式の割当の時期及びその金額は取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

# 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター  
TEL 03-3362-4792

昨年と開催場所を変更しておりますのでご注意ください。



交通	西新宿駅（丸ノ内線）	1番出口より	徒歩3分
	都庁前駅（大江戸線）	E4出口より	徒歩7分
	新宿駅（JR線・小田急線・京王線）	西口より	徒歩15分